

徳之島町農業委員会

第 3 回定例会

議事録

令和 8 年 3 月 1 6 日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和8年3月16日（月）午前9時30分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

第1 議案第6号 農地法第3条許可申請議案について（6件）

第2 議案第7号 農地法第5条許可申請議案について（1件）

第3 議案第8号 農地法第5条許可申請取下げ議案について（1件）

第4 議案第9号 農地地目変更申請議案（非農地・現況証明）について（1件）

第5 議案第10号 農地中間管理権及び利用権の設定について（1件）

その他

4. 委員

	出席	12人	欠席	2人
--	----	-----	----	----

1番	欠席	白山 明	8番	出席	爲島 良一
2番	出席	平山 正也	9番	出席	武島 光子
3番	出席	嶺田 正秀	10番	出席	藤田 喜文
4番	出席	崎田 広光	11番	出席	内 博行
5番	出席	鮫島 徹三	12番	欠席	林 慶造
6番	出席	木場 友広	13番	出席	原田 辰法
7番	出席	嘉山 杏奈	14番	出席	里 美幸

5. 農地最適化推進委員

	出席	4人	欠席	0人
--	----	----	----	----

1番	出席	林 誠一郎	3番	出席	泰 良 誠
2番	出席	福 洋 一	4番	出席	福岡 佑希

6. 事務局職員

局長	白坂 貴仁
次長	星野 弘仁
主査	米島 武勇幾

職務代理者 (〇〇)	おはようございます。これより令和8年3月の農業委員会定例会を行いたいと思います。 本日は、〇〇〇〇と〇委員から欠席の報告を受けております。 その他の委員は、全員出席と言う事で本会は成立致します。 本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が6件、農地法第5条許可申請議案が1件、農地法第5条許可申請取下げ議案が1件、農地地目変更申請議案(非農地・現況証明)が1件、農地中間管理権及び利用権の設定についてが1件、地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)変更に係る意見についてが1件合計11件となっております。 署名委員は、5委員と6委員になっておりますので宜しくお願い致します。 議案は、一括して事務局が説明することに致します。 補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。 それでは議案6号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号4号から9号まで、事務局より一括して説明をお願い致します。
事務局	議案6号。 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明します。 受付番号4号。 譲渡人：亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。 譲受人：亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。 申請区分面積が、畑1筆の2,560㎡。 権利取得後の面積が、40,652㎡。 農業の縮小、規模拡大。 作付予定作物は、さとうきび。 反あたり、〇〇万円で売買です。 続きまして受付番号5号。 譲渡人：伊仙町、〇〇歳、〇〇〇〇〇〇さん。 譲受人：亀津、〇〇歳、〇〇〇〇〇〇さん。 申請区分面積は、畑1筆の1,539㎡。 権利取得後の面積は、12,282㎡。 農業の縮小、規模拡大。 作付予定作物は、さとうきび。 反あたり〇〇万円で売買です。

続きまして受付番号6号。

譲渡人：伊仙町、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。

譲受人：天城町、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積は、畑4筆の6,224㎡。

権利取得後の面積は、9,419㎡。

農業の縮小、規模拡大。

作付予定作物は、さとうきび。

反あたり〇〇万円で売買です。

続きまして受付番号7号。

譲渡人：伊仙町、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。

譲受人：亀津、〇〇歳、〇〇〇さん。

申請区分面積は、畑1筆の1,481㎡。

権利取得後の面積は、8,675㎡。

農業の縮小、規模拡大。

作付予定作物は、さとうきび。

反あたり〇〇万円で売買です。

続きまして受付番号8号。

譲渡人：兵庫県、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

譲受人：井之川、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積は、田3筆と畑4筆で4,703㎡。

権利取得後の面積は、64,473㎡。

農業の廃止、規模拡大。

作付予定作物は、ばれいしょ。

反あたり〇〇万円で売買です。

続きまして受付番号9号。

譲渡人：尾母、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

譲受人：尾母、〇〇歳、〇〇〇さん。

申請区分面積は、畑3筆の2,684㎡。

権利取得後の面積は、2,684㎡。

農業の縮小、新規就農。

作付予定作物は、ばれいしょ。

反あたり〇万円で賃貸借です。

事務局	営農計画書を別紙で付けています。 新規就農で、農林水産課に届出予定と今後は、農地を増やしていきたいと話していました。 以上6件。 申請書類上においては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご審議の程、宜しくお願いします。
職務代理者 (〇〇)	これから議案6号について質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願い致します。 質疑ありませんか。 無ければ質疑を打ち切ります。 採決します。 受付番号4号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号5号について質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願い致します。 質疑ありませんか。 無ければ質疑を打ち切ります。 採決します。 受付番号5号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号6号について質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願い致します。 質疑ありませんか。 無ければ質疑を打ち切ります。

職務代理者
(〇〇)

採決します。

受付番号6号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号7号について質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑ありませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号7号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号8号について質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑ありませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号8号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号9号について質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑ありませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号9号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

職務代理者 (〇〇)	[全員挙手] 許可する事に致します。 次に議案7号。 農地法第5条許可申請議案について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案7号。 農地法第5条許可申請議案について、事務局から説明致します。 譲渡人：〇〇〇、〇〇〇さん。 譲受人：〇〇〇、〇〇〇〇〇さん。 不動産の表示は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇。 地目は、畑。 面積は、〇〇㎡。 原因としては、「申請地は、譲受人の住宅と県道の間であり、譲受人が自宅から県道に出る為には、申請地を通り抜ける必要があります。 従いまして、今後、申請地を〇〇として整備する為、〇〇の申請をします」とあります。 申請地についてですが、県道に沿った土地であり、農地の広がり10ha未満で、面積も小さく生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。 補足としまして、問題点の一つであります筆界未定については、県農業会議へ確認した所、審議する事は農地法上問題ないとの事でした。 その後の登記をかえると言うのが、後はもう農業委員の手から離れてその後は、登記上の関係ですので、申請自体は審議としてやると言うのは良いと言う判断でしたので、そのまま今回は、又再度〇〇の分をあげた次第であります。 以上1件、農地を〇〇する事について、ご審議の程、宜しくお願いします。
8委員	前回、補足すると、そこに〇〇〇さんの農地があると言う事で、それを〇〇さんが買ったんですが、確認が取れなかったの、確認した所、その〇〇さんが、もうちゃんと買って〇〇さんは関係無いと言う事で、確認を取れましたので、異常無しと言う事で宜しくお願いします。

職務代理者 (〇〇)	他に質疑ありませんか。 もうこの件については、〇〇委員からあったとおりですので、〇〇㎡小さいですけど。 他に質疑ありませんか。 無ければ質疑を打ち切ります。 採決します。 受付番号7号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 次に議案8号。 農地法第5条許可取下げについて、事務局から説明をお願い致します
事務局	議案8号。 農地法第5条許可取下げについて、事務局から説明します。 受付番号1号。 譲渡人：〇、〇〇〇さん。 譲受人：〇〇、〇〇〇〇〇さん。 許可年月日は、令和〇年〇月〇〇日。 徳農委指令8第1号で、許可をした分となります。 許可を受けた土地は、徳之島町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇。 取下げ理由は、「申請地のみでは、資材置場及び重機置場まで確保できる農地ではなく、隣接地の〇〇〇〇の見込みが無い為」とあります。 以上1件となります。 ご審議の程、よろしくお願い致します。
職務代理者 (〇〇)	これから議案8号について、質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願い致します。 質疑ありませんか。 無ければ質疑を打ち切ります。 採決します。 受付番号1号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

職務代理者 (〇〇)	[全員挙手] 許可する事に致します。 次に議案9号。 農地地目変更申請(非農地・現況証明)について、事務局から説明をお願い致します。
事務局	議案9号。 農地地目変更申請(非農地・現況証明)について、 受付番号1号。 対象地は、〇〇、〇〇、〇〇〇〇番〇、193㎡、地目は、畑。 所有者は、〇〇〇〇さん。 申請理由としましては、「申請地は、令和〇年〇月〇〇日売買にて取得耕作する予定でありましたが、体調不良等で耕作を放棄した結果、別添(現況写真)のとおり原野化している状況であり、私も高齢で大型機械による現状回復をして耕作する事も困難で、今回、〇〇〇として申請するものです。」 とあります。 こちら現況写真、ちょっと添付し忘れていまして、これ令和4年度の方で、〇〇したと言う事ではあります。 現場確認の方は、〇委員の方から、申請、耕作出来る様な状態では無いと言う事を聞いております。 以上1件です。 ご審議の程、宜しくお願い致します。
職務代理者 (〇〇)	これから議案9号について質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願い致します。 質疑ありませんか。 無ければ質疑を打ち切ります。 採決します。 受付番号1号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手]

職務代理者 (〇〇)	承認する事に致します。 次に議案10号。 農地中間管理権及び利用権の設定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案10号。 農地中間管理権及び利用権の設定について説明します。 農用地利用集積等促進計画一覧表をご覧ください。 許可後は、6月1日からの開始の分となります。 左の列から順に受け手。 次に、対象農用地等。 契約内容。 一番右が、出し手となります。 NO. 1～NO. 3。 受け手は、亀津、〇〇〇〇〇さん。 対象農地は、3筆。 契約期間は、10年。 賃借です。 NO. 4～NO. 14。 受け手は、亀津、〇〇〇〇〇〇〇さん。 対象農地は、11筆。 契約期間は、10年。 賃借です。 NO. 15～NO. 29。 受け手は、山、〇〇〇さん。 対象農地は、15筆。 契約期間は、10年。 使用賃借です。 以上、受け手は3名。29筆。 面積は、66,265㎡です。

職務代理者 (〇〇)	ご審議の程、宜しくお願いします。 これから議案10号について質疑を行います。
4委員	補足で宜しいでしょうか。 NO. 1～NO. 3、〇〇〇〇〇。 畑となっていますが、これ地目、畑となっていますが、畑の中の賃貸はハウスです。 施設、全部ハウスです。 その畑にハウスが建っていますので、ハウスの賃貸と言う事で、地目は、畑と言う事になります。
職務代理者 (〇〇)	他に質疑ありませんか。 無ければ質疑を打ち切ります。 採決します。 受付番号2号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 承認する事に致します。 以上を持ちまして、本日の定例会を終了致します。

令和8年3月16日

署名委員

鮫 島 徹 三

木 場 友 広